

相続権 管業 R02-01-2 <<#425>>**【問】 正誤をつけよ。**

土地甲を所有するAが死亡した。なお、Aには配偶者B、子C、直系尊属の父Dのみがいるものとする。Aが死亡した後に、Cが交通事故で死亡した場合には、Bのみが甲を相続する。なお、Cには配偶者及び直系卑属はいないものとする。

【答え】 正しい**<<ポイント1>> 子の相続権**

被相続人の子は、相続人となる。（民法 887 条 1 項）

<<ポイント2>> 直系尊属及び兄弟姉妹の相続権

次に掲げる者は、887 条の規定により相続人となるべき者が**ない**場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の**直系尊属**
- 二 被相続人の**兄弟姉妹**（民法 889 条 1 項 1 号、2 号）

⇒ **子**がないとき、**直系尊属**

⇒ **子**も**直系尊属**もないとき、**兄弟姉妹**

<<ポイント3>> 配偶者の相続権

被相続人の**配偶者**は、常に**相続人**となる。この場合において、第 887 条又は前条の規定により**相続人となるべき者が**あるときは、**その者と同順位**とする。（民法 890 条）